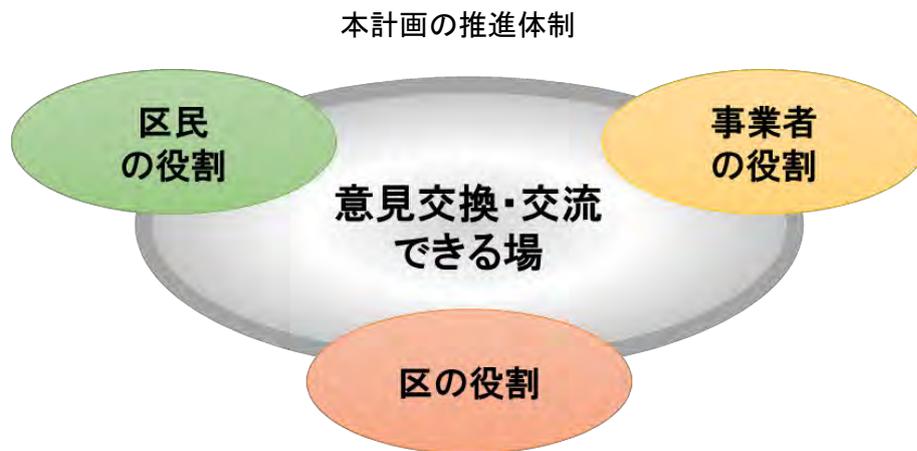


第5章 今後の取組

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、区民、事業者、区がそれぞれの役割を担い、連携を図っていくことが必要となります。よりよい街づくりを進めるためには、区はもとより、区民や事業者もまた、街づくりの担い手として主体的に取り組むことが不可欠です。そのため、今後も引き続き、街づくり協議会等の区民、事業者、区が意見交換する場を設けながら、相互に連携・協力し、本計画の実現に向けた具体的な取組を推進します。



<区民、事業者、区による主体的な取組>

(1) 区民の取組

①街づくりへの参加

地区の住民一人ひとりが街づくりを自らの問題として捉え、中目黒駅周辺地区の街づくりに主体的に参加することが重要です。

②身近な街づくりへの取組

生活者の視点から自分達の街の身近な問題・課題を見つめ直し、地域の個性や文化を大切にしながら、潤いのある街の環境づくりや安全・安心・快適に暮らせる環境の維持などに取組むことが大切です。

③街づくりの実践

街づくりを実践するには、役割分担や連携のあり方を踏まえたうえで、街づくり組織に主体的に参画し、各既存組織や区と連携して、本地区の街づくりに取組めます。

(2) 事業者の取組

①地区の将来像の尊重

事業者は、自らの事業活動を推進する上では、地域の個性を活かし文化の創出を目指した地域の将来像を尊重し、地域の個性と文化を大切にする街づくりに十分配慮します。また、地区内に大きな影響を及ぼす取組を行おうとする際には、区民や行政とともに、十分に話し合う機会・場をもつことが必要です。

②街づくりへの協力

事業者は、区民や行政との連携のもとに、地域の街づくりに積極的に協力することが重要です。中目黒らしい街並み・環境づくりや誰もが街を楽しむことのできる仕掛けづくり等、区民・区と連携した街づくりを行います。

(3) 区の取組

①街づくりへの支援

区は、地域の街づくりに関する情報の公開・提供に努め、街づくりの啓発・普及を進めます。また、主体的に取組もうとしている区民や活動組織に対する支援を進め、街づくりに関わる様々な人たちが意見交換・交流できる場を設けます。

②住民参加の街づくりの推進

区民や事業者の取組に対する様々な支援や調整を行いながら、地域の文化の創出に寄与する事業など、行政が責任を持って取組むべき事業を行います。なお、各種事業の各段階においては住民参加の街づくりを進めます。

③街づくり体制の充実

街づくりに係わる体制の拡充や街づくりの効果的な推進に向けた庁内や関係機関の連携強化を進めます。

2 PDCAサイクルに基づく計画の進行管理方法

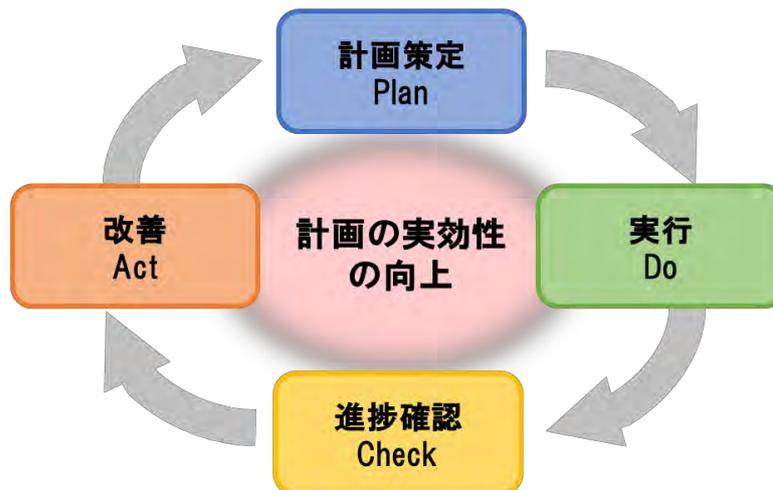
本計画に基づく施策を確実に実行し、実効性のあるものとしていくため、PDCAサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に見直しを図ります。

また、施策の実行にあたっては、魅力ある取組を区民・事業者・区が連携・協力のもとそれぞれの役割を担い、地域の個性や課題に対応しながら、ハード、ソフトの施策を進めていくことが必要になります。

そのため、本計画の実効性を高め、街の変化や地元意向を的確に捉え、整備・改善の必要性が高い施策を柔軟に対応する取組を進めていくために、整備計画に基づき必要に応じて事業内容、役割分担等を示す「整備計画実行プラン」を順次作成していきます。

この「整備計画実行プラン」は、定期的に進捗状況や事業の効果を確認・検証することとし、必要な事業の実施方法の見直しや新たな事業の追加等を図り、計画の実効性を高め、より効果的な街づくりを推進していきます。

計画の進捗管理イメージ



参考資料 用語解説

1 関連計画などの解説

No.	関連計画など	解説
1	目黒区基本構想(平成12年10月)、 基本計画(平成21年10月)、 実施計画(平成30年3月)	本区は、長期計画として基本構想、基本計画、実施計画を定め、長期計画の下に各種の補助計画を作成し、区政を総合的、計画的に推進することとしています。 基本構想は、21世紀初めを展望し目黒区のまちづくりの目標とその実現方策の基本的な方向を明らかにするものです。基本計画は、区の政策に係るすべての分野を含む総合的な計画です。実施計画は、基本計画を踏まえ、必要な事業を計画的に実施するため、財源の裏付けをもった具体的な事業計画です。
2	目黒区都市計画マスタープラン(平成16年3月)	目黒区都市計画マスタープランは、目黒区基本構想・基本計画が掲げる「ともにつくるみどり豊かな人間のまち」を実現するために街の将来像を示し、街づくりの基本的な方向性を示した、本区の都市計画に関わる基本的な計画です。関連する計画・事業との連携のもと、都市計画マスタープランに基づいて、市街地整備の方針や分野別計画の策定、個別事業の展開を進めます。
3	目黒区交通安全計画(平成28年4月改定)	本計画は、目黒区放置自転車対策基本計画を統合し、総合的な自転車対策を含め「交通事故のない安全で快適に暮らすことができるまち」の実現を目指すために策定された計画です。「子どもと高齢者の交通安全対策の推進」、「総合的な自転車対策の推進」を重点的に取り組む施策とするとともに、継続的に取り組む施策として、交通安全啓発の推進や危険・違反運転事故の防止などを掲げています。
4	目黒区交通バリアフリー推進基本構想(平成24年3月)	この構想は、駅やバスなどの旅客施設、道路や公園など公共施設のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるため、法に基づく重点整備地区内で多くの高齢者や障害を持つ方などが利用する施設と施設間の経路を設定し、この経路をバリアフリー化するための取組の方向性を定めたものです。旅客施設、公共施設の各管理者は、この構想に基づきバリアフリー化の事業を具体化していきます。
5	目黒区みどりの基本計画(平成28年4月)	本計画は、区内のみどりの保全・創出・育成に向けた取組を総合的かつ体系的に進めていくための計画です。5つの基本方針と施策の方向性を設定するとともに、「人々の感性を豊かにするみどりづくり」「みどりが彩るまちづくり」「みどりを活用したコミュニティづくり」の3つを重点的取組として位置付け、推進施策と事業目標を設定して取組を進めています。
6	目黒区地域防災計画(平成29年3月修正)	本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、目黒区防災会議が作成する計画です。「自助」・「共助」・「公助」の適切な連携により、防災力の向上を図り、目黒区の地域及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、区及び関

No.	関連計画など	解説
		係防災機関がその機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することを定めています。
7	目黒区総合治水対策基本計画(平成22年5月)	本計画は、区内全域を対象に「水害から区民の生命身体を守る」、「水害による財産被害を軽減する」、「出水時も必要不可欠な都市機能を確保する」ことを目的に策定されました。雨水貯留・浸透施設の整備促進に加え、雨や水害に関する情報提供の充実、浸水防止や水防体制の強化などを掲げ、区民の皆さんと連携しながら治水対策に取り組んでいきます。
8	目黒区地域街づくり条例(平成19年4月)	区民に身近な街づくりを進めるにあたり、区、区民、事業者の責務を明らかにするとともに、区民の発意に基づく身近な地域単位での話し合いの場や、主体的かつ継続して課題解決に取り組む仕組みや進め方のルールを定めたものです。
9	目黒区産業振興ビジョン(平成27年6月)	本計画は、本区ならではの産業を創造し持続可能な都市として発展していくために、本区の中小企業振興条例を踏まえつつ、区内産業の安定した発展とともに、区内にある様々な特性を生かした産業振興の展開を図る上での基本理念、基本戦略及び方針に基づく各種施策を定めています。
10	目黒区観光ビジョン(平成27年3月)	本計画は、地域の構成主体である区民、団体、事業者、区が相互に連携、協力し、地域の歴史や分野、産業、自然などさまざまな観光資源を生かしながら、人々の交流を促進し、にぎわいと活力ふれるまち、文化の香り高いまちを実現しようとする活動である「観光まちづくり」について、本区における活動のあり方や基本的方向性を示したものです。
11	東京都都市づくりのグランドデザイン(平成29年9月)	「都市づくりのグランドデザイン」は、平成28年9月に東京都都市計画審議会から出された答申「2040年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したものです。 「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から7つの戦略、30の政策方針、80の取組を示しています。

2 用語の解説

No.	用語	解説
【あ】行		
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことです。ここでいう「良好な環境や地域の価値の維持・向上」には、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成や安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含まれます。
	オープンカフェ	道路側の壁を取払ったり、店の前に客席を設けたりし、開放的な演出を凝らしたカフェやレストランのことです。近年においては、都市及び地域の

No.	用語	解説
		再生、まちのにぎわい創出等のため、占有に関する規制緩和を行った上で、道路空間や河川空間をオープンカフェ等として活用する事例が見られます。
	オープンスペース	本計画においては、都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間を総称して「オープンスペース」と呼びます。
【か】行		
	クリエイター	芸術、美術、デザインを始め、さまざまな分野で創作活動の取組や創造的な仕事を行っている人々のことです。
	公開空地	本計画においては、市街地再開発事業等において設けられた一般公衆が自由に出入りできる広場や空間を「公開空地」と呼びます。
【さ】行		
	目黒区桜まつり等協議会	目黒川の桜が都内でも有数の花見の名所となり、来訪者が非常に多くなってきている状況の中、交通安全対策やトイレ、ゴミ問題、屋台等の出店などの課題が顕著になってきています。こうした課題を解決するため、来訪者が安心して安全に花見できるよう、桜まつりのイベント主催者や地域団体、警察署等の関係機関が連携・協議する場として平成24年12月に設置した協議会です。
	自転車シェアリング	一定の地域内に複数配置されたサイクルポートにおいて自由に貸出・返却できる貸し自転車で、借りたサイクルポートとは異なるサイクルポートに返却することができる仕組みとして、平成28年2月から、千代田区・中央区・港区・江東区の4区で区境を越えて相互乗入ができる「広域相互利用」を実施しています。平成30年4月現在、新宿区・文京区・品川区・大田区・渋谷区が加わり、利用できるエリアが9区に拡大しています。
	自転車ナビ	本計画では、自転車ナビマーク・自転車ナビラインを指します。警視庁では、自転車の安全な通行を促すため、主として車道の左側端に「自転車ナビマーク」、交差点に「自転車ナビライン」の設置を推進しています。自転車ナビマーク・自転車ナビラインは、自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するものです。法令の定めのない表示であり、この表示自体に新たな交通方法を指定する意味はありません。
	シェアオフィス	企業や個人事業主がスペースを共有して使うオフィスフロアのことです。共用部を充実させ利用者同士の交流を促し、仕事のアイデア醸成につなげる「コワーキングスペース」と呼ぶタイプも増えています。
【た】行		
	都市型水害	都市のもつ地理的な条件に起因する水害のことで、その災害要因としては、①地表がアスファルトなどに覆われていることによる流域の保水・遊水機能の低下、②地下利用など土地利用の高度化が進んでいることによる被害の増大、③ヒートアイランド現象や地球温暖化が原因と言われる集中豪雨の発生の大きく3つに整理されます。
	都市施設	都市には、たくさんの方が集まって暮らしており、商工業といった各種産業の経済活動も盛んに行われています。こうした都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもののことを「都市施設」といいます。
【は】行		
	バリアフリー	高齢者、障害者の日常生活の妨げとなる障壁(バリア)を取り除くことで

No.	用語	解説
		す。主として、段差の解消など、物理的な障害物の除去という意味で使われるが、社会的、制度的、心理的な障壁の除去など、より広い意味で用いられることもあります。
	ポケットパーク	チョッキのポケットほどの公園という意味で、都市環境を改善するために設けられた小公園を指します。
【ま】行		
	目黒川の水質浄化	本区のシンボリックな存在である目黒川は、今後も区民が愛着を持って親しめる貴重な河川空間として守り育てていきます。河川維持用水の確保、水質汚濁の防止、浄化促進などに関して東京都に要望しています。
	めぐろサクラ再生プロジェクト	本区が管理する公園・緑道・道路緑地等の桜については、高齢化や生育環境の変化に伴う樹勢の低下により倒木や枝折れが懸念されています。そこで、地域の方のご意見や樹木医等の専門家の意見を取り入れながらサクラ再生実行計画を作成し、計画に基づいて桜の保全や更新の取組を進めています。
【や】行		
	用途地域	用途地域は、さまざまな用途の建物が混在する無秩序な都市になることを防ぐために、それぞれの地域に適した用途の建物を集めるとともに、地域にふさわしくない用途の建物を制限するものです
【ら】行		
	リノベーション	古い建築物の機能を今の時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与することです。